

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、会長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第7条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職執行の代価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協議会は、役員及び評議員の職務の対価として、報酬を支給する。ただし、協議会職員が理事であるときは、報酬は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額をもって支給する
- 3 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会等への出席等、必要の都度、報酬として定額を支給する。

(報酬の額)

第4条 常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償の額)

第5条 役員及び評議員がその職務のため出張した場合は、別に定める協議会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月21日に支給する。とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、別に定める協議会職員給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など協議会運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第7条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(勤務時その他の条件)

第10条 会長は、概ね週1日、協議会の業務に従事する。

2 常務理事の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 役員等の報酬等に関する規程（平成29年4月1日）は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬額

役職	報酬月額
会 長	70,000円
常務理事	240,000円

別表2 非常勤役員の報酬額

役職	報酬日額
理 事	4,200円
監 事	

別表3 評議員の報酬額 日額 4,200円